

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 23 年 5 月 17 日

全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

### 「酒類販売規制 (3)」

委員 栢 正一

政府の経済政策は生産性を向上させる事が必要であるとの観点から、金融市場のみならず、全ての業界で規制緩和を大きく進展させてきました。

その結果、世界に羽ばたく大規模事業者の製造業部門は成功しましたが、非製造業部門、殊に流通業・サービス部門では必ずしも成功したとは思われません。

自動車・エレクトロニクス・鉄鋼・工作機械等基幹産業や食品・薬品関連の大規模産業部門では成功しました。あらゆる大手企業は海外に活路を見出す方向で動き、企業の買収等を繰り返しながら生産拠点を中国やアジアや世界各地に移転させ、海外で収益を稼ぐグローバル企業へと展開させました。

人口減少社会に入り、平均経済成長率が 1%に近い低成長率の時代にあっては、企業の大部分はグローバル化の進展を図るとともに、合理化を進めてきました。利益を追求するために、労働者の賃金は発展途上国を反映して、安い賃金を求めていくことが一般化しました。その結果、平均的な労働者の賃金が上がり格差社会が進展し、地方はますます疲弊してきました。

規制緩和の流れは小売業界のみならず、酒類卸業界にも及び、先の政府の行政刷新会議での「事業仕分け」が注目されました。結果は「規制緩和仕分け」対象の一部になっていた「酒類卸売免許の基準緩和」案は4月8日閣議決定されました。

「酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえたうえで、需給調整要件を緩和し、人的要件、場所的要件、経営要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、平成23年度に結論を得る」となりました。

従来、日本政府は外圧に弱く、海外の酒類の日本への輸出拡大のために、酒税を変更するなどして、対応してきた経緯があります。今回は日本に進出している海外の大手小

売業者等が対象のようであります。彼等が直ちに低収益構造の酒類卸業界に参入して、卸売業を開始する事は考えられませんが、大都市圏での全酒類卸売業免許を取得して、自らの権益を拡大しようとする意図が見られます。

このような背景のもとに民主党政権は、全酒類卸売免許の緩和策を採用する動きであります。このような事になりますと、東京都等大都市圏の酒類市場はさらに混乱し、この状況はすぐに地方に波及し、公正な取引環境を維持する事は絶望的になります。

全国卸売酒販組合員の中小企業者数は 93.8%程度であります。このところ中小業者は卸業を撤退する動きが続いております。現在、日本の酒類販売のネットワークは、全国各地の卸業者が中心になり支えてきております。大手を除く地場の中小卸売業者は過当競争に巻き込まれながらも、低収益に甘んじて、卸売業務を維持し頑張っております。

地方都市の料飲店は庶民の憩いの場として、夫々の地域の住民の支持を得ております。これら料飲店と取引している業務用小売酒販店を支えているのは、地場の卸売業者が大半であります。このような時に卸売免許を実質自由化されますと、卸業者は更なる過当競争に巻き込まれ、地方の卸業者の撤退を促進することになります。

業務用酒類販売のネットワークが崩壊するとどのようなようになるか、「行政刷新会議」の委員に理解させる必要があります。

酒類小売免許は平成 15 年 9 月、酒税法改正により免許に一部条件がありますが、実質自由化されました。その結果量販店・スーパーの店頭ではジュース・清涼飲料並みの価格で売られている「酒と呼ばれる商品」が賑わっております。これは少し異常ではないでしょうか。

昨年夏ごろから全国大手スーパーでは、韓国産の第三のビールを PB 商品として 70 円台で売られております。この低価格が人気となり消費者の支持を得て、今や市場の 3 割を占める状況になったのではないかと推測しております。酒税 28 円を勘案すると実質 50 円台で売られている事になります。清涼飲料・ジュースが 100 円台で売られているのと比較すると明らかに異常であります。

今年の初め政府は不当に安い価格で輸入される製品について、何らかの対処案を提示するのではないかと一部新聞で報じられ期待しておりましたが、その後どのようなようになったか不明であります。

世界保健機関 (WHO) は救済措置として、不当に安い価格で輸入される不当廉売製品に対して、割り増し関税を課すことを協定で認めているようであります。

全国卸売酒販組合中央会が音頭をとり、関係業界団体に働きかけ、不当廉売対策を政府に訴える必要があると思えます。

WHO では、アルコールが健康や社会に与える害を防ぐための規制指針案をまとめ理事会で合意されております。酒類メーカーの広告やスポーツイベントのスポンサーについての規制、安売りの制限などが含まれております。しかしこの具体化は各国の自主性に任せられる事になったようであります。

先進国ではアルコール害への意識が高まりつつあり、WHO ではたばこに次いでアルコール対策に動いております。この指針は、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の一環でもあります。

アルコールの多量摂取は人間の健康問題に深くかかわるとして、先進諸国ではアルコ

ールの消費量を抑える傾向にあります。このような趣旨に従って世界の国々の当局は、酒税を高くしたり、飲酒年齢を上げたり、酒類販売所を減らしたり、ラベル表示にお酒に起因する害を明示させたり、広告を自粛させたりしております。

日本の酒類販売に対する考え方は、世界の先進国の流れと少し違った形で動いてきました。日本では古来、「酒は百薬の長」「人生酒ありて楽し」などと称して酒を嗜んできた歴史を持っており、酒に対して寛容な国であります。然しながら酒は節度を持って楽しんで飲むべきであります。

飲酒運転による被害者、過剰な飲酒や一気飲みによる死亡者、暴力・暴言につながる行為、未成年飲酒問題等の事件が起こり、社会に弊害を及ぼしております。

WHO が総会で、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択された結果を受けて、酒類メーカーは色々と対策を立て努力しております。

酒類流通業界でも小売酒販組合が中心になって、「飲酒運転撲滅」「未成年者飲酒防止」に向けて全国的に統一キャンペーンを展開しております。

このような状況の中、我が国の「免許制度」「酒類販売の在り方」は、従来のもままで良いのか疑問が残ります。

最近タクシー業界では、2002年に施行された、タクシーの規制緩和を進める道路運送法「改正」法案を廃案に持ち込む運動が起こっております。

「規制緩和は、タクシーの安全・安心を破壊してしまいます。」の標語のもとに、新規参入や増車について、需要と供給のバランスを考慮した免許制、認可制を復活させるよう要求しています。現状の規制緩和にブレーキをかけ、的確な規制をすべきだと主張しています。

規制を無くした結果、車庫の確保など一定の条件さえ満たされれば自由に営業できる事になり、タクシーの増加は無制限になっております。

タクシー業界では、台数規制は世界の常識だと主張しております。ちなみにニューヨークは12,187台、ロンドンは約20,000台、パリは14,900台に規制しており、これに対して東京は59,494台とずば抜けて多いのです。

規制緩和を大々的に展開したのはアメリカであり、航空業界やトラック産業にその例が多く見られます。日本においても国鉄、電信電話の民営化が行われ成功してきました。トラック業界においても宅配便の展開等が進み成功しております。

このような中であって、タクシー事業は特異な状況にあります。アメリカでは一旦は規制緩和したものの再度規制に乗り出している状況です。このようにタクシー業界を見ますと、酒類流通業界と共通しているものが多々あるように思えてなりません。

アメリカにおいては経済活動の法的規制は、酒類販売やドラッグ(薬品)販売規制等は古くからおこなわれており、通例となっております。

「ほろにが」104号「酒類販売規制(1)」に書きましたように、アメリカには「酒類販売規制」があります。全米の18州のコントロール州では、酒類販売が州政府によってコントロールされております。酒類販売は州の経営する小売店に限定され、あるいは個人経営が許可された店でも、州の直営小売店の価格を下回ってはいけないという規定があります。

更に、酒類の免許付与が大きく制限されております。ハードリカーの場合人口比例制をとっており、人口2,500人に対し1件の割でしか交付されない事になっております。

これに対し日本では距離基準、人口基準が撤廃された後、酒類の販売場数は、ほぼ野放しの状況で増え続けております。現在、成人人口約400人に1場という超過密な状況になっていると聞いております。

このような状況は、WHO や先進国の酒類に対する考え方とやや方向性が異なっていると思われまふ。我が国も国際的な見地に立って、酒類と健康や社会的要請の見地から、酒類の規制を復活させるべきだと思ひます。

現在、規制緩和の有効性に疑問がもたれております。規制緩和すれば、新しい世界が開かれるとの考え方は、少し間違っており弊害を伴ったものであります。規制緩和を有効なものにするためには「規制緩和」と「規制」を同時並行的に進めなければならぬと思ひます。

規制緩和の行き過ぎた日本の酒類業界に対して、当局の指導・監督を強めることは、英・米諸国のように、未成年者飲酒防止やアルコール過剰摂取による健康への悪影響を排除する観点からも、また飲酒に絡む犯罪を防止するためにも、必要な措置だと思ひます。

現在酒類流通業界は、全国大手スーパーなど量販店を除き、地場の中小卸・小売業者を中心に地盤沈下してあります。酒類販売の適切な規制は酒類産業全体の利益向上に貢献し、酒類流通業界に従事している人々に力をもたらします。酒類業界の健全な発展のためにも早急に検討すべき時が来ているのではないかと思ひます。

## 東日本大震災義援金のお願い

去る3月11日に発生した「東日本大震災」は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という規模であり、東北及び関東地方の広範囲において壊滅的な被害をもたらしており、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

被災地の卸売酒販組合においては、多数の組合員が甚大な被害を受けてあります。

組合員である酒類卸売業者は、酒類のほか加工食品等についても小売業者に納入（責務）しており、被災地のライフラインの維持に不可欠と考えており、1日でも早い復興が期待されてあります。

そこで、当中央会では、被災した組合員（酒類卸売業者）に対する「義援金口座」を下記のとおり開設してありますので、お見舞いの気持ちを「義援金」として、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、義援金の募集期間を平成23年5月31日までとさせていただきます。

三井住友銀行日本橋東支店 普通預金 口座番号 No.7678066

口座名 ゼンコクオロンウリシュハンクミアイチユウオウカイ ギエンキングチ  
全国卸売酒販組合中央会・義援金口

カイ チョウ コクブ カンベエ  
会 長 國分 勸兵衛

○ 平成 23 年 4 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

期間 区分	4 月			1 ~ 4 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	257,800	244,964	105.2	773,382	762,543	101.4
発泡酒	88,294	89,942	98.2	268,672	293,681	91.5
新ジャンル	170,848	162,178	105.3	552,874	531,382	104.0
計	516,942	497,084	104.0	1,594,928	1,587,606	100.5